

令和5年4月10日

センター生 保護者の皆様

愛媛県立しげのぶ特別支援学校長 稲荷 邦仁

### 警報発表時の対応について（お知らせ）

大雨や台風接近等に伴い気象予報に警報が発表された場合、次のように対応しますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、気象情報の確認については、テレビ、携帯電話、パソコンなどで御確認ください。「マチコミ」でもお知らせします。

#### 1 本校が対象とする警報

「特別警報」 「大雨警報」 「洪水警報」 「大雪警報」 「暴風警報」 「暴風雪警報」 「津波警報」
--

※ なお、船舶を利用している者（上島町等）については、「波浪警報」、「高潮警報」、「濃霧注意報」も対象となります。

#### 2 警報発表時の対応指針

- (1) 警報が発表された市町の通学生（スクールバス生を含む）は、警報発表時の対応をとる。
- (2) 東温市に警報が発表された場合は、全通学生が警報発表時の対応をとる。
- (3) 警報の発表された市町が、本校と居住地との通学経路にある場合も、該当居住地の通学生は、警報発表時の対応をとる。

※ スクールバスについても、警報が発表された市町及び以遠の市町への運行は中止する。

表1 本校（東温市）を起点とした市町の以遠関係

起点	本校（東温市）を起点とした市町の以遠関係
本校 （東温市）	【東予東部方面】 → 西条市 → 新居浜市 → 四国中央市
	【東予西部方面】 → 今治市 → 上島町
	【中予方面】 → 松山市 → 砥部町 → 伊予市・松前町・久万高原町
	【南予方面】 → 内子町 → 大洲市 → 八幡浜市 → 伊方町 → 西予市 → 宇和島市 → 松野町・鬼北町・愛南町

#### 3 警報発表時に対応する市町【例】

- (1) 東温市に警報が発表 → 全通学生は、警報発表時の対応をとる。
- (2) 四国中央市に警報が発表 → 四国中央市の通学生のみ、警報発表時の対応をとる。
- (3) 西条市に警報が発表 → 西条市、新居浜市、四国中央市の通学生は、警報発表時の対応をとる。（今治市の通学生で、西条市を経路とする場合も含む。）
- (4) 今治市に警報が発表 → 今治市、上島町の通学生は、警報発表時の対応をとる。
- (5) 西予市に警報が発表 → 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の通学生は、警報発表時の対応をとる。
- (6) 久万高原町に警報が発表 → 久万高原町の通学生のみ、警報発表時の対応をとる。

#### 4 警報発表時の対応

(1) 平日に警報が発表

通常通り登校し、授業を行います。

(2) 外泊日（センターから自宅へ帰る日）に警報が発表

通常通り登校し、授業を行います。早目に迎えに来られる場合は、センターとともに、学校へも連絡をお願いします。

(3) 帰棟日（センターへ戻る日）に警報が発表

ア センターと相談をして対応を決め、休む場合は、学校へ連絡をお願いします。

イ 警報の発表による自宅待機は、欠席にはなりません。

(4) 警報が解除された場合

ア 平日・外泊日共に、通常通り授業を行います。

イ 帰棟日の場合は、センターと相談をして対応を決め、休む場合は、学校へ連絡をお願いします。

ウ 警報の発表による自宅待機は、欠席にはなりません。

※ 通学生（スクールバス生を含む）、寄宿舎生については、午前11時の時点での警報発表の有無を、警報発表時の対応の目安としています。

#### 5 降雪による道路状況悪化等への対応

降雪の影響により積雪や路面の凍結等で道路状況が悪化し、安全な帰棟（自動車の運行等）が困難であると予想される場合は、学校に御連絡ください。警報が発表されていない場合でも、警報発表時の対応に準じて対応いたします。

#### 6 特別警報発表時の対応

警報発表時の対応に準じます。ただし、通常の警報よりも大規模な自然災害の可能性が高いため直ちに命を守る行動を優先します。

#### 【 注意事項 】

本対応は、幼児児童生徒の安全を確保することが目的ですので、警報が発表されていなくても、危険な状況が予想される場合は、警報発表時の対応に準じます。

（保護者の方より安全確保のために欠席する旨の連絡があった場合を含みます。）